

# マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

## 贈与税の税制改正ポイント について

平成 25 年度税制改正による贈与税改正のポイントを改めて確認してみましょう。これらの改正事項は原則として平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産について適用されます。

### 1. 贈与税（暦年課税）の税率構造

最高税率が引き上げられ、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わります。暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

### 2. 相続時精算課税

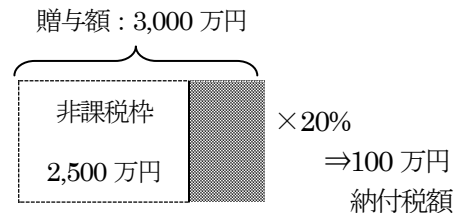
適用対象者の範囲の拡大など、相続時精算課税の適用要件が変わります。

#### (1) 相続時精算課税の仕組み

##### ① 贈与時

贈与財産の価額から控除する特別控除額  
 = 2,500 万円  
 税率 = 特別控除額を超えた部分に  
 対して一律 20%

相続時精算課税を選択して生前贈与した場合の計算



##### ② 相続時

贈与財産額を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算

	改正前	改正後
贈与者	贈与をした年の 1 月 1 日において <b>65 歳</b> 以上の者	贈与をした年の 1 月 1 日において <b>60 歳</b> 以上の者
受贈者	贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者 贈与を受けた時において贈与者の推定 相続人	贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者 贈与を受けた時において贈与者の推定相 続人及び孫

### 3. 事業承継税制

非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（事業承継税制）の適用要件の緩和や手続きの簡素化などが行われる一方で、資産管理会社の要件は厳格化されます。

## ～～ 夏季休業のお知らせ ～～

8 月 13 日(水)～17 日(日) まで休業させていただきます。  
 暑さ厳しき折、皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。



小林流月次決算で業績5%アップ！ TEL 028-660-8411 FAX 028-660-8455

URL <http://www.kobayashi-kaikei.jp> ご連絡ください（担当：増淵）